

平成三十年三月八日提出
質問第一三〇号

公文書の偽造に関する質問主意書

提出者 森山浩行

公文書の偽造に関する質問主意書

一 公文書を作成する権限のある者が有印公文書を偽造（変造）した場合の罪名は、刑法第一百五十五条有印公文書偽造（変造）罪か、第一百五十六条虚偽公文書作成罪か、その他の罪か、何にあたりうるか。

二 現在までの間に、公文書を作成する権限のある者が公文書を偽造・変造・虚偽作成した事例（事件）はあるか。あるのであれば例をあげられたい。

右質問する。